

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年11月15日(火)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時37分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一	委員 千葉 栄生	委員 佐々木 久助	委員 佐藤 浩
	委員 武田 ユキ子			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 委員 千葉 幸男			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
出席説明員	まちづくり推進部長ほか5名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・ふるさと納税について ・パートナーシップ宣誓制度について ・市民と議員の懇談会における意見の取扱いについて			
議事の経過	別紙のとおり			



## 総務常任委員会記録

令和4年11月15日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉幸男委員より欠席の旨、届出がありました。

本日の委員会には、まちづくり推進部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

初めに、ふるさと納税についてを議題とします。

調査の進め方を説明します。

ふるさと納税につきましては、当委員会での調査事項の一つに位置づけ、これまでも調査を行ってきたところであり、また、予算、決算の審査においても、内容を確認してきたところでもあります。

本日は、令和4年度の取組状況、現時点での実績等について、当局から説明をいただき、質疑を行うことといたします。

また、その後、休憩し、休憩中にふるさと応援寄附の中間業務委託事業者であります世界遺産平泉・一関DMOの皆様との懇談をこの場で行い、さらに理解を深めたいと思います。

それでは初めに、当局の説明を求めます。

森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 私からは、一関市のふるさと納税の取組につきまして、説明をさせていただきます。

資料とは別に説明をさせていただきます。

当市におきましては、平成20年度からスタートしてございます。

その後、平成30年度に寄附環境を大きく見直しを行いまして、それ以降、返礼品の拡充や、ふるさと納税制度を活用した当市のPR、返礼品のPRなどに取り組んできておりまして、寄附実績が伸びている状況にあります。

資料には11月10日現在の寄附実績を記載してございますが、私からはもう少し最新の11月13日現在の寄附実績を申し上げさせていただきます。

件数は5万694件。

金額は6億4231万1010円となっております、昨年同期と比較いたしますと、件数で2.3倍、金額で2.0倍になっている状況であります。

本日は、これまでの寄附環境の見直しの概要や、昨年12月14日に開催されました総務常任委員会の所管事務調査の際に説明した以降に、新たに取り組んだ内容の概要、あるいは、ふるさと応援寄附推進事業の概要等について資料により担当課長から説明させ

ます。

私から以上であります。

よろしく願いいたします。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：それでは私から資料に沿って説明させていただきます。

ふるさと応援寄附推進事業についてという資料を御覧いただきたいと思います。

まず初めに、これまでと現在の寄附額の実績ということで表を掲載してございます。

平成20年度から令和3年度までグラフに入っております。

その下に、11月10日現在ということで押さえている金額を掲載しております。

4万9428件、6億2658万1010円というような形になっております。

先ほど部長からも説明がありましたが、2倍以上になってございます。

過去の最高額というようなことになってございます。

続いて、一関市のふるさと応援寄附の取組ということで、12月に説明させていただいた後に、新たに取り組んでいる部分については、ゴシック体で表記させていただいておりますのでそちらのほうを説明させていただきます。

ポータルサイト利用でございますが、平成30年度から利用しておりますが、新たに3つ追加してございます。

今年7月からauPAYのふるさと納税のサイト、同じく8月からJREのふるさと納税のサイト、10月からは、FURUSATO JAPANというような形で、外国人向けのサイトを追加してございます。

続いて、下から4つ目にあります返礼品数になります。

現在、約800品の登録をしているところでございます。

季節の返礼品の登録ということで、お米、リンゴそういった農産物も後半のほうは成果となつてございます。

下から2つ目、災害支援金募集の関係ですが、こちら前回説明の際には、ポータルサイトで災害時に寄附を募る準備を整備していると御説明申し上げておりましたけれども、今年度、災害がございまして、そちらの寄附募集を実施してございます。

その他ということで、新しい取組として記載してございますが、具体的には次のページを御覧いただければと思います。

まず特徴的な取組として、御紹介させていただきますが、まず1つ目、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施しております。

磐井川の堤防に設置したNSPメモリアルスポットの3年分の維持管理費、あとは今現在設置しているベンチのギターオブジェですが、劣化が激しいということで、定期的に維持補修しております。

こちらは維持補修する際に取り外してしまうと、ファンの方が来たときに、ギターのオブジェがついていないということが課題となつておりましたので、そのための予備を作成するというので、作成費も含めた寄附を募っておりました。

令和4年2月から90日間ということで募集しておりましたが、寄附実績が目標額150

万円に対して 223 万 5000 円、234 件の実績ということで、寄附をいただいているところ  
です。

これにつきましては、既にギターオブジェのスペアを 2 本作成してございますし、そ  
の他の環境整備にも充当させていただいております。

ファンの方にも大変喜んでいただいておりますし、寄附の際にいろいろな応援のメッ  
セージなども頂戴しているところです。

また、このクラウドファンディングをきっかけに、6 月には世界遺産平泉・一関DM  
Oの企画でライブも実施しております、多くのファンの方々に訪れていただいている  
ものでございます。

続いて災害支援金の募集ですが、こちらは 3 月 16 日に発生した福島県沖地震被害に係  
る支援金ということで募集しておりました。

1 か月遅れの 4 月 14 日からスタートして募集しましたが、141 件、78 万 3000 円とい  
うことで、こちらは、災害復旧に係る一般財源として金額を管理、充当していくもので  
ございます。

3 つ目として、SDG s とふるさと納税の取組ということで、SDG s 未来都市に選  
定していただいておりますが、ふるさと納税でSDG s を推進しながら、全国の子ども  
食堂を支援するという取組でございます。

例えば、1 万円の寄附をいただいて、3000 円分の市内の農産物を子ども食堂の食材の  
原資という形で寄附をいただくものでございます。

こちらは、令和 4 年 5 月 23 日から実施しております、第 1 回目が 9 月 23 日、2 回  
目は 10 月 16 日でございましたけれども、市内の子ども食堂ゆいまーるキッチンに食材  
の支援を始めております。

引き続き、全国の子ども食堂に向けても準備を進めております。

金額的には、11 月 10 日現在で 35 件、356 万円御寄附をいただいております。

4 つ目としてふるさとジャパンということで、これは東北からの参加は当市のみとな  
っておりますが、在日外国人向けに新たに立ち上がったポータルサイトでございます。

全国で 3 市町のうちの 1 市として参加しております。

こちらは令和 4 年 9 月 28 日から実施しておりますが、現時点では、まだ寄附はいただ  
いておりません。

5 つ目として、陸前高田市との共通返礼品、定期便の取扱いということを実施して  
おります。

陸前高田市とは生活や経済において交流が活発に行われている隣接の自治体というこ  
とで、SDG s 未来都市としても、お互い取り組んでおりますので、そういった両市の  
返礼品をPRしてございます。

令和 4 年 10 月 15 日から実施しておりますが、既に 9 件、101 万 9000 円の寄附をいた  
だいているところです。

定期便ということで、4 か月の定期便、6 か月の定期便、12 か月の定期便というよ  
うな形で、今月一関市の返礼品が届けば、来月は陸前高田市の返礼品が届くという仕組み  
のものでございます。

最後になりますが、経費削減及び事務の効率化のための送料一括の取組としましては、

どうしても、返礼品を送る際の送料が、かなり経費的にも負担になってきてございまして、そちらを一括単価契約することで、経費の削減を見込んでございます。

今年度、年度途中からということになってございますけれども、1300万円相当の経費削減を見込んでいるところでございます。

今年度の特徴的な取組ということで紹介させていただきました。

次のページになります。

ふるさと応援寄附推進事業の今年度予算の概要ということで、前回の説明時には大まかに紹介させていただいたところですが、具体的に予算を策定、確保する際の積算根拠について今回は説明させていただきます。

ふるさと応援寄附の推進事業費に関しましては、職員旅費などの固定経費以外、これ以外は寄附額の実績に応じて、率で動く経費として計上してございます。

具体的には左の表でございますけれども、市の経費としましては実績に応じて変動する分と固定分でございますが、上のほうが実績に応じての変動分です。

返礼品につきましては、これは基本的には3割以内というようなことになってございますけれども、まず27%程度で見てございます。

送料については、寄附額の5%で見えております。

ポータルサイトの使用料、こちら5%となっております。

決済手数料、これはどうしてもクレジット決済というようなものを皆さん利用されますので、そちらの決済手数料、こちらを寄附額の3%ということ見ております。

これらの経費が寄附額に応じた変動分という形になっております。

そのほかに固定費、これは寄附管理システム、職員旅費などでございます。

ワンストップ申請の受付処理業務委託、これ以前は職員直営で行っていましたが、寄附が増えますと非常に件数も増えますので、この効率化を図るために業務委託をやってございます。

こちらは申請者の数によって、1件幾らということは変動するものです。

ポータルサイトのデータ構築委託、調整費、広告費ということで、市の部分としての固定費がでございます。

これらを含めまして、市の経費とすれば41%を予算の積算時には見て、寄附額に対する41%を見ております。

右の欄に移りますけれども、こちらが中間業務委託また支援業務委託ということで、委託しているものでございます。

上の中間業務委託につきましては世界遺産平泉・一関DMOに委託しているものです。

人件費1、2とございますが、人件費1が1人分で2.5%、人件費2が0.5人分で1.25%という基準見てございます。

そのほかリース代、イベントPR費、旅費、広告費その他の経費と寄附者の対応ということで具体的に率を記載してございます。

中間業務委託につきましては、寄附額の5.5%というような形になっております。

この人件費の積算の割合につきましては、当時1億円の寄附があったときに、大体、計算したときに、このぐらいが必要、妥当なものだということで、1億円での最低必要な部分を見て経費配分をしてございます。

その下の支援業務については、寄附を伸ばす支援ということで見てございます。

フロムゼロという業者に委託しておりますが、合わせて 8.5%が中間業務と支援業務で委託しているということになってございます。

これら、総務省から、募集に要する経費は実績の 50%以内という基準を設けられておりますが、表の中の\*印に記載のある部分は、募集に要する経費となっております。

合計 42.8%で予算を取ってございますが、令和 3 年度の実績ですと、送料等がかさんでくるといふところもございまして、具体的には 47%が令和 3 年度の実績となっております。

いずれにしても、50%以内で運用しているところです。

また中間業務、支援業務の委託につきましては、寄附額が今まだ伸びている途中でございますので、寄附額が一定の上限に達した時点で、委託の率について低減させていくような形で協議も進めているところでございます。

続いて 4 番、5 番については、前回も説明させていただいておりますので次のページをお願いいたします。

5 番の寄附者が選択できる寄附金の使い道というところで、昨年度は 13 事業に、4750 万円を充当してございます。

今年度につきましては、38 事業に 6 億 8170 万円を充当の予定で進めてございます。

ふるさと応援寄附によるメリットにつきましても、前回説明させていただいたものですが、経済効果の循環など、これも引き続き行っているところですし、事業者につきましては、返礼品も含めて、随時募集して取組を進めているところです。

資料の説明は以上とさせていただきます。

委員長 : ありがとうございます。

それではこれより質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員: 寄附額が伸びているということで、非常にいいことだとは思うのですが、その中で 3 番の委託の部分、中間業務、支援業務委託については、寄附額が一定の上限に達した時点でという、その一定の上限はどの程度を見込んでいるのかお聞かせ願います。

委員長 : 千葉交流推進課長。

交流推進課長: 上限につきましては、寄附額がまだ伸びている状況でございまして、まだまだ返礼品事業者のキャパシティーと言いますか、これ以上受付できませんというようなところなどを見ながら、いろいろ調整しておりますが、まだまだ市内の返礼品生産業者は対応が可能ということで、PR、宣伝の仕方も工夫しているところでございますが、そういった点で、まだ上限は見えてきてございません。

来年度あたりで、もしかしたら一定のところでは留まるのではないかとこのところではあるのですが、まだ少し見通しは立っていないところでございます。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ここにこういう記載をしているということは、相手があることで、協議する段階で相手もこの辺は十分理解していただいた上でやらなければいけない内容だと思うので、一方的にこちら側でこういう上限だからこうなりますと、その時点で言うことではないと思うのですけれども、やはり相手事業者の事情もあって、この辺については、細かく詰めていかないと、後で問題になるのではないかと思うのですが、その辺を十分に配慮しながらやっていかなければいけないと思います。いかがですか。

委員長　：千葉交流推進課長。

交流推進課長：世界遺産平泉・一関DMOとは委託費の関係ですとか人的運営の体制について、常に協議しながら進めておりまして、上限に達した時点での委託料の率の変更に関しては、継続して協議を進めているところでございます。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：もう1点、市民の方々が他市町村へふるさと納税を行っているということを随分聞いています。

市民の方々は、この時期だからあの市の返礼品は良いとか、あそこの返礼品はお得だという情報を持っています。

また、実際にふるさと納税をしている方がたくさんいらっしゃるので、市民のそういったふるさと納税への考え方を、一関市へ来る分については、外に向かってやっているのですけれども、市民の需要、市民の意向を調査、検討するような仕組みになっていきますか。

委員長　：千葉交流推進課長。

交流推進課長：市民が他の自治体に寄附している実態について、直接、市民の声を把握するような取組は行っておりませんが、税務課でどれくらいの税が外に出ているかというのは毎年報告しておりまして、そちらの情報は頂いております。

前回は説明させていただきましたが、この流出した額の75%が地方交付税で算定されるということで、全てが流出するわけではないのですけれども、逆に市民の方々にふるさと納税の仕組みをよく知ってもらって、受入れだけではなくて、外に出さない工夫というのは内部でも協議させていただきたいと思います。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：税としての捉え方は、どのくらい寄附して、所得税がどのくらいになっている



かの資料はあるのだろうけれども、一関市民のふるさと納税に対する興味なり、実際にふるさと納税をやっている方々の関心がどこにあるのかといったことも市として、市民のそういった意向をある程度つかんでいただいて、ふるさと納税に反映させることも、外から見た一関市と、一関市の市民が他の自治体に寄附するのは、見方は逆だけれども、いずれそういった動向なり意向をある程度、市でもつかんでいたほうが今後の事業展開においても良いのではないかと思うので、そういった努力をしていただければありがたいと思います。

委員長：千葉交流推進課長。

交流推進課長：貴重な御意見ですので、全国の傾向などもいろいろ見させていただきながら、今後の取組に反映できればと思っております。

ありがとうございます。

委員長：武田委員。

武田委員：そもそも時間がないので、こういう時間設定をしたことに私は残念だなという思いがしますから、長い話はできません。

そもそも私の持論を申し上げますと、このふるさと納税というのは、ふるさとがいろいろ問題、課題を抱えている、そういったところに何とか自分の税を充てたいという本当に単純な思いでスタートしたのだらうと思いますが、それが少し、付加価値を上げようとして返礼品というものをそこに付けたと。

ところが、今は返礼品狙いという、人間として、日本人として寂しい、かなりわびしい、そういうようなことが堂々となされていることに、私は日本の将来を危惧するくらい残念だと思います。

それからもう一つ、寄附していただいたお金が何か余分なもの、当てにできなかったお金が入ってきたみたいな雰囲気が感じられて、各自治体で用途そのものにどう精査をしながらやっているかということについても疑問を持っています。

市民のニーズに合っているのか、どういう発想でそういった用途にしたのか。

それからもう一つ、市民にもふるさと納税の仕組みについてもっと知っていただきたい。

私どもも知らない部分がたくさんあります。

結果的に、総額で地方交付税などの兼ね合いでどうなっているとか。

こういうことをきちんと私たちが分かった中で、議論していかなければならないということをおっしゃっています。

そもそもの考え方、税金としての使い道の箍が緩いところがあるので、例えば、先ほどの委託業者に対しての手立てとかも、ほかの一般の事業とは異なる考え方になっているということは、そもそも根っこが違うからだとは私は考えていますから、その辺はもう一度当常任委員会として勉強会をする必要があるということをおっしゃって終わります。

委員長 : ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

以上で、ふるさと納税についての調査を終了します。

職員入替えのため、暫時休憩します。

(休憩 10:26～10:55)

委員長 : 再開いたします。

次に、パートナーシップ宣誓制度についてを議題といたします。

これは当局から説明の申入れがあった内容でございます。

それでは当局の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 私からはパートナーシップ宣誓制度について、制度を導入する背景について資料に記載してございませんが、説明させていただきます。

資料による説明は担当課長が行いますので、よろしくお願ひします。

まずパートナーシップ宣誓制度でございますが、これは平成27年に東京都渋谷区と世田谷区でスタートしたものであります。

当初は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、同性同士のカップルなどに対して、自治体がパートナーとしての証明書を発行することで、行政や民間のサービスや社会的配慮を受けやすくなることを目的にスタートしたものであります。

現在このパートナーシップ制度についての対象者は、自治体ごとに様々な状況になっているところであります。

一関市におきましては、誰もが互いに認め合い、支え合い、一人一人が輝くまちづくりを基本理念とした第4次いちのせき男女共同参画プランを策定してございます。

その中に、個性の尊重と多様性への理解の促進、これを重点施策に掲げて、一人一人が自分らしく生きることのできる社会を実現するため、性的マイノリティーなどの多様性への理解の促進や人権教育の充実に取り組んでいるところでございます。

今般、様々な悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティーの方々の思いに寄り添い、パートナーとの関係が尊重され、自らの意思と選択に基づいて、自分らしく生きることができる社会を目指し、このパートナーシップ宣誓制度を導入することとしたものでございます。

現在、この制度は令和4年12月下旬の運用を目指しております。

今月中にパブリックコメントを実施し、市民の皆様から制度への意見を頂く予定としておりますことから、本日、いちのせきパートナーシップ宣誓制度の方針案について、説明をさせていただくものであります。

よろしくお願ひいたします。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：それでは資料につきましては、いちのせきパートナーシップ宣誓制度の概要、そして、今回パブリックコメントにかけますパートナーシップ宣誓制度の基本方針案でございます。

詳細につきましては担当係長より、説明させます。

委員長：渡邊いきがづくり係長。

いきがづくり係長：まずカラーA4横の両面印刷しております、いちのせきパートナーシップ宣誓制度の概要についてでございます。

箱書きの中に、パートナーシップ宣誓制度とはということで、パートナーシップ宣誓制度の概要の中身、内容が簡潔に書いてございます。

今時点では、全国で230を超える自治体が同様の制度に取り組んでおりまして、この制度につきましては、お二人の関係を対外的に証明するものでありまして、法律上の制限とか、権利義務が発生するものではございません。

一関市の制度につきましては、性的マイノリティーの方の生きづらさの解消ですとか、そういう部分に重きを置いて制度設計を進めてきたところでございます。

右側にパートナーシップ関係とはというようにございます。

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した双方または一方が性的マイノリティーであるお二人の、またはお二人の子や親、養親子を含んだ関係を言いますというように定義してございます。

これが一関市におけるパートナーシップの定義としておりまして、全国の自治体でいろいろなパターンがございます。

それによって各自治体の特色が変わってくるというような形になっております。

一関市におきましては、パートナーシップ宣誓制度のイメージということで右下のほうに図を載せてございますが、宣誓者がパートナーシップ関係に係る宣誓届出を行うことによって、それを受領したということで、宣誓書受領証というものを市から宣誓者に交付いたします。

その宣誓書受領証を使っているいろいろな行政サービスですとか、民間のサービスを宣誓者が受けていくということで、そのような制度のイメージになっております。

宣誓できる人の要件としましては、成人に達していること、配偶者がいないこと、別のパートナーがいないこと、それから近親関係にないこと、あとは、双方またはいずれかが一関市に住所を有していること、若しくは市内転入予定であることということですし、ほかにそれぞれの子ですとか親を含めて宣誓を行う場合については、それぞれその宣誓する子、また親のいずれか一方と生計が同一であること、それから、15歳以上の子または親については本人の同意があることを要件としているところでございます。

裏面になります。

宣誓の流れにつきましては、まず、書類の準備をしていただきまして、宣誓日を予約していただきます。

それから、その宣誓日の10日前までに書類を提出していただきまして、提出された書類の内容をいきがづくり課で審査いたします。

審査が終了いたしましたならば、予約した宣誓日に、お二人で来庁していただき、宣誓書にその場で自署していただきまして、宣誓書受領証と携帯用受領カードを2枚、それぞれに1枚ずつ交付するような流れになります。

右側ですけれども、宣誓すると何ができるかというところで、本制度、この受領証や受領証カードを使ってどんなことができますかというところですけれども、想定される行政サービスの一例としましては、市営住宅の入居要件の適用ですとか、あとは各種証明書の代理申請要件、家族として申請するときに委任状がいらぬとか、そういうところを予定しているところがございますが、まだその辺の詳細については、これから進めていく形になると思います。

それから民間事業者におきましては、通信端末の家族割の適用ですとか、あとは生命保険の受取人に指定ができるとか、そこは民間事業者の裁量の範囲内で、いろいろなサービスが始まってきているところがございます、こちらでも民間事業者の情報収集に努めまして、分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えているところです。

次に、基本方針案をかいつまんで説明させていただきたいと思います。

2ページ目です。

目的、パートナーシップの定義等は先ほど申し上げたとおりでございます。

制度の名称は、いちのせきパートナーシップ宣誓制度といたしたいと考えております。

根拠規定になりますが、いちのせきパートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱ということで、これから要綱を整備していく予定にしております。

あと、特徴的な部分になりますが、3ページ目の上の(2)ですけれども、それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合、以下の1、2を満たすことということで、先ほど生計同一と15歳以上の方は同意が欲しいということで御説明いたしましたが、この15歳以上の方について同意が必要というところについては、民法上15歳になると、法定代理人によらず本人が養子縁組を承諾したり、養子縁組を解消したりすることができるようになるというようなことがありますので、それに基づいて15歳以上の子についてはパートナーシップに名前を記載する、記載しないという選択ができるよう、本人の同意を得る必要があるということにしたところがございます。

資料5ページをお願いしたいと思います。

宣誓書受領証等の効力ということで、書類を整えまして、その受領証を交付した後のことになりますけれども、有効期限につきましては、パートナーシップ宣誓は次の場合にその効力を喪失するというので、双方の意思によってパートナーシップ関係が解消された場合、それから宣誓者の一方が死亡した場合、その他宣誓の要件を満たさなくなった場合、それから、虚偽の申請等で市が宣誓の受領を取り消した場合ということを想定しております。

逆に言うと、このケース以外では、特段有効期限等はなくずっと使えるというような形になっております。

パートナーシップ解消時の取扱いですけれども、パートナーシップ関係を解消したときや、宣誓者の一方が死亡した場合、それから、双方が市外に転出するなど、その宣誓の要件を満たさなくなった場合につきましては、宣誓書受領証と受領証カードを添えて返還していただくというような手続になってまいります。

最後 6 ページです。

11 番、自治体間連携と制度の見直しについてということでございます。

近年、同様の制度を導入する自治体が増えております。

情報によりますと盛岡市が来年度からスタートするというような情報もございますけれども、将来的な近隣市町との相互利用それから転居時の事務手続の軽減を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努めて必要に応じて制度の見直しを行うこととしたいと思っております。

以上で説明を終了いたします。

委員長 : ありがとうございます。

これより質疑を行います。

佐々木委員。

佐々木委員 : 今説明いただいた内容を聞くと、来月 12 月の運用を目指すというように説明をいただきました。

パブリックコメントを踏まえてということのようですが、市主導で法律的義務づけがないからということのようですが、市民の皆さんの感覚ということでお伺いするのですが、私たちも多分、今、こういう内容を詳しく聞いています。

報道等でこういうことは聞いているとは思いますが、一関市がこういうことをやるということについての広報とか周知、12 月にもう運用するという当局側の感覚というのはどう捉えているのか。

委員長 : 伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長 : 市民への周知という部分でございますけれども、まずは今回、12 月 1 日号の市広報に性の多様性そしてパートナーシップ制度ということで、見開き 2 ページで周知をさせていただく予定にしております。

あとはホームページ等でパブリックコメントをこれから行う予定にしております。

確かにまだこのパートナーシップ制度については、市民の皆さんに認識されていないものではないかと考えているところでございます。

今回このパートナーシップ宣誓制度、性的マイノリティーの方ということで、当市はまずは限定してのスタートということにいたしました。

この性的マイノリティーの方の生きづらさとか、そういったあたりの市民への周知も含めた形でのパートナーシップ制度の周知、パートナーシップ宣誓制度を行っていくと、そういった意味合いも含めているところでございます。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：県下で一番に宣誓制度を打ち出すというインパクト性もあると思うのですが、いずれ市民に向けては実際にこういう動きを取りながら、理解を深めつつということ。

それから、内容については一関市の定義ということ、他市町村ではいろいろ定義があるとの説明がありましたが、今後の経過で改めていくということも想定されているのですか。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：他市町村では、このパートナーシップ宣誓制度、性的マイノリティーに限定しないで全ての方を対象とする、何らかの事情で結婚しない方でもパートナーとして生活する方、そういった方を対象としているところもございます。

そういったように様々に市町村によってパートナーシップ制度の取扱いがございますので、今回、パブリックコメントをやる際にも、そういった御意見も様々出てくるのではないかと考えております。

そこも、今後進めながら、様々な御意見をいただいた上で、いろいろ研究していきながら変えていく必要はあろうかと考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：戸籍との関わりというか、そういうことは何か新たな記載をすとかしないとかがあるのか。

これはあくまでもこの証明書だけで終わるものなのか、そこをお聞かせください。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：この制度につきましては、戸籍のほうには特に影響を及ぼさないもので、あくまでも受領証として発行するものでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：このことについては粛々と進める必要があると思うのです。

市民の方々の理解というのも、行政がどうこうと動いてどうするというものではなくて、近場でそういう方々がいれば、優しく見守ってあげるといふそういう社会性を育んでいく必要性があつて、これがこうだからと大々的に宣伝するものでもなく、私は粛々と進むことを望むわけです。

ただ、それを推進していく中では、例えば行政が行っている届出の中に、男女の丸をつけるかつかないかという部分とか、これまで固定概念の中でやってきたものがこういうものに取り組んでいくということであれば、それに見合ったように体裁を整えるなり、

考え方を改めるなりということが必要になってくると思いますが、そういうことについての今後予定があるのか、お尋ねします。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：今、委員がおっしゃられた申請用紙等の男女区分などですが、市の各課に、どういった男女の記載をしているものがあるのかという調査をしております、それが法令で決められているものなのか、統計上必ず必要なものなのか、そういった必要性を調査いたしまして、特に必ず統計上必要とか法令に定められているもの以外については、男女の記載をなくしていこうということで、現在事務を進めていこうとしているところでございます。

委員長：ほかに質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、パートナーシップ宣誓制度についての調査を終わります。

まちづくり推進部長はじめ職員の皆さんには、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございました。

職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 11:15～11:16)

委員長：再開します。

次に、市民と議員の懇談会における意見の取扱いについてを議題とします。

書記より説明させます。

熊谷書記。

書記：市民と議員の懇談会を所管しております広聴広報委員会において参加者からの意見を取りまとめておまして、意見の内容を所管する各常任委員会で調査をして、提言が必要な事項については当局に提言するという進めていくものでございます。

市への提言事項の案につきましては、11月25日までに各常任委員会で作成していただき、広聴広報委員会でとりまとめ、最終的には議長が市長へ提出するというようになっておりますので、本日はその進め方等について御協議いただきたいということでございます。

委員長：それでは資料について、お目通しいただくため暫時休憩します。

(休憩 11:17～11:36)

委員長 : それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

市民と議員の懇談会の意見につきましては、御覧のとおりでございますけれども、これへの対応のたたき台をお示ししておりますので、皆さんで見直しをしていただいて、11月21日に取りまとめ、広聴広報委員会に報告したいと思います。

以上のように取り進めることで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めます。

以上で、市民と議員の懇談会における意見の取扱いについての協議を終わります。

その他に入ります。

次回の総務常任委員会の日程についてですが、前回の委員会で協議したとおり、デジタル化、危機管理に関する先進的な取組を調査するため御手元に配付の行程表のとおり、11月21日に陸前高田市への行政視察を行いたいと思います。

後ほど実施通知を送付いたしますので、よろしくをお願いします。

ほかに皆さんから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかになければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時37分 終了)